

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この実施要領は、一般社団法人日本施設園芸協会（以下「本法人」という。）が<u>施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付4農産第3092号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）</u>及び施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「生産局要領」という。）に基づいて行う施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策（以下「対策」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策 第1節 総則</p> <p>（事業実施者となる協議会の承認）</p> <p>第2条 本法人は、対策の事業に係る事業実施者（以下「事業実施者」という。）として協議会（<u>交付等要綱第4第2項</u>に定めるものをいう。以下同じ。）から承認の申請があった場合は、次項に定める要件を満たすことを確認し、これを承認するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（対策資金の造成に対する補助等）</p> <p>第4条 本法人は、事業実施者が行う、次に掲げる対策の事業の実施に必要な資金（以下「対策資金」という。）の造成につき補助する。</p> <p>（1）施設園芸セーフティネット構築事業（<u>交付等要綱第4第1項第1号</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）茶セーフティネット構築事業（<u>同第2号</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>（3）推進事業（<u>同3号</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項各号の事業の本法人から事業実施者に対する補助率は、定額とする。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（事業年度及び実施期間）</p> <p>第6条 対策における事業年度は、施設園芸に係る事業については当該年の7月から翌年6月までとし、茶に係る事業については当該年の1月から12月までとする。</p> <p>2 対策の実施期間は、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から<u>令和8年6月30日</u>までとし、推進事業においては、平成25年2月26日から<u>令和8年9月30日</u>までとし、茶セーフティネット構築事業及び推進事業の茶に係る事業においては、平成27年1月9日から<u>令和8年1月31日</u>までとする。</p> <p>また、農産局長が特に認めた場合にあっては、本事業の実施期間を延長することができる。</p> <p>（支援対象者）</p> <p>第7条 施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業の支援対象者は、<u>交付等要綱第4第3項</u>に定める者であって、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>（1）事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業（以下「施設園芸等という。」）を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。なお、茶にあっては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等とする。</p> <p>（2）事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上）を言う。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が3戸に満たなくなった場合又は農業従事者が5名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上となるよう努めること。</p> <p>（3）<u>燃料</u>使用量の省エネルギー化又は<u>燃料</u>コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）推進計画（生産局要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、計画期間内に事業参加者の<u>燃料</u>使用量を15%以上削減する等の目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（業務方法書）</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この実施要領は、一般社団法人日本施設園芸協会（以下「本法人」という。）が<u>施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）</u>、<u>施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2901号農林水産事務次官依命通知）</u>及び施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「生産局要領」という。）に基づいて行う施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策（以下「対策」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策 第1節 総則</p> <p>（事業実施者となる協議会の承認）</p> <p>第2条 本法人は、対策の事業に係る事業実施者（以下「事業実施者」という。）として協議会（<u>要綱第3の2の（1）</u>に定めるものをいう。以下同じ。）から承認の申請があった場合は、次項に定める要件を満たすことを確認し、これを承認するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（対策資金の造成に対する補助等）</p> <p>第4条 本法人は、事業実施者が行う、次に掲げる対策の事業の実施に必要な資金（以下「対策資金」という。）の造成につき補助する。</p> <p>（1）施設園芸セーフティネット構築事業（<u>要綱第3の1の（1）</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）茶セーフティネット構築事業（<u>同（2）</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>（3）推進事業（<u>同（3）</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項各号の事業の本法人から事業実施者に対する補助率は、定額とする。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（事業年度及び実施期間）</p> <p>第6条 対策における事業年度は、施設園芸に係る事業については当該年の7月から翌年6月まで<u>（令和元年の事業年度にあっては、令和元年5月から翌年6月まで）</u>とし、茶に係る事業については当該年の1月から12月までとする。</p> <p>2 対策の実施期間は、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から<u>令和5年6月30日</u>までとし、推進事業においては、平成25年2月26日から<u>令和5年9月30日</u>までとし、茶セーフティネット構築事業及び推進事業の茶に係る事業においては、平成27年1月9日から<u>令和5年1月31日</u>までとする。</p> <p>また、農産局長が特に認めた場合にあっては、本事業の実施期間を延長することができる。</p> <p>（支援対象者）</p> <p>第7条 施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業の支援対象者は、<u>要綱第3の3</u>に定める者であって、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>（1）事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業（以下「施設園芸等という。」）を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。なお、茶にあっては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等とする。</p> <p>（2）事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上）を言う。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が3戸に満たなくなった場合又は農業従事者が5名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上となるよう努めること。</p> <p>（3）<u>燃油</u>使用量の省エネルギー化又は<u>燃油</u>コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）推進計画（生産局要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、計画期間内に事業参加者の<u>燃油</u>使用量を15%以上削減する等の目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（業務方法書）</p>

第8条 事業実施者は、第4条第1項に掲げる事業に係る補助金又は補填金の交付を行おうとするときは、事業の実施等に係る業務方法書を作成し、別紙様式第4号により本法人にその承認を申請しなければならない。

2 本法人は、前項により事業実施者から業務方法書の承認の申請を受けた場合において、次に掲げる事項が適正に定められているときでなければ、これを承認しないものとする。

(1) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業資金の管理に関する事項

(2) ～ (7) (略)

3 (略)

(事業実施手続)

第9条 (略)

2 事業実施者は、前項の事業実施計画の提出にあたり、あらかじめ、支援対象者から提出された省エネ計画等について次に掲げる項目を全て満たすかどうかについて審査し、次に掲げる項目を全て満たすと認められた省エネ計画等を踏まえ、事業実施者の事業実施計画を作成するものとする。

(1) 取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。

(2) 省エネルギー等対策推進計画において、次のア、イ又はウの場合に応じて、それぞれ当該ア、イ又はウに定める目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると見込まれること。

なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃料コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。

ア 第1期目として、計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までの3年間に、10a当たり燃料使用量を15%以上削減することにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃料使用量を15%以上削減することにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

イ 継続して第2期目に取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)又は(イ)のいずれか一つに取り組むことにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

(ア) 10a当たり燃料使用量を更に15%以上削減。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については1工場当たり燃料使用量を更に15%以上削減。

(イ) 単位生産量当たり燃料使用量を15%以上削減。

ウ 継続して第3期目以降も取り組んでいる場合(第1期の計画(当該対策において初めて作成した計画(変更を含む。))以下同じ。))から計30%以上の燃料使用量削減を達成した場合に限る。)：第1期の計画から計30%以上の燃料使用量の削減を維持した上で、自身の削減目標を新たに定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。

(3) (略)

(4) (略)

3～6 (略)

第10条～第13条(略)

(事業実施状況の報告)

第14条 事業実施者は、目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の9月末日(茶にあつては当該事業年度の3月末日)までに別紙様式第7号により本法人に報告するものとする。

なお、第9条第1項により事業実施計画で定めた省エネルギー等対策に関する目標については、目標年度における燃料使用量の削減等の実績に基づき目標の達成状況等を報告するものとする。

2 本法人は、事業実施者の報告を取りまとめ、速やかに農産局長に報告するものとする。

第15条 (略)

第2節 施設園芸セーフティネット構築事業

(セーフティネット事業の内容)

第16条 施設園芸セーフティネット構築事業(以下、「セーフティネット事業」という。)は、事業実施者が、燃料価格が高騰した場合に、施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第17条

1 対象燃料

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス(プロパンガス)及びLNG(都市ガス)(以下、「施設園芸用燃料」という。)を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

第8条 事業実施者は、第4条第1項に掲げる事業に係る補助金又は補填金の交付を行おうとするときは、事業の実施等に係る業務方法書を作成し、別紙様式第4号により本法人にその承認を申請しなければならない。

2 本法人は、前項により事業実施者から業務方法書の承認の申請を受けた場合において、次に掲げる事項が適正に定められているときでなければ、これを承認しないものとする。

(1) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業資金の管理に関する事項

(2) ～ (7) (略)

3 (略)

(事業実施手続)

第9条 (略)

2 事業実施者は、前項の事業実施計画の提出にあたり、あらかじめ、支援対象者から提出された省エネ計画等について次に掲げる項目を全て満たすかどうかについて審査し、次に掲げる項目を全て満たすと認められた省エネ計画等を踏まえ、事業実施者の事業実施計画を作成するものとする。

(1) 取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。

(2) 省エネルギー等対策推進計画において、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると見込まれること。

なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。

ア 令和2事業年度以降に計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、10a当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

イ 令和元事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

(ア) 10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については1工場当たり燃油使用量を更に15%以上削減。

(イ) 単位生産量当たり燃油使用量を15%以上削減。

(ウ) 当初計画(当該対策において初めて作成した計画(変更を含む。))から計30%以上の燃油使用量削減を達成した者は、これらの削減を維持した上で、自身の削減目標を定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。

(3) (略)

(4) (略)

3～6 (略)

第10条～第13条(略)

(事業実施状況の報告)

第14条 事業実施者は、目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の9月末日(茶にあつては当該事業年度の3月末日)までに別紙様式第7号により本法人に報告するものとする。

なお、第9条第1項により事業実施計画で定めた省エネルギー等対策に関する目標については、目標年度における燃油使用量の削減等の実績に基づき目標の達成状況等を報告するものとする。

2 本法人は、事業実施者の報告を取りまとめ、速やかに農産局長に報告するものとする。

第15条 (略)

第2節 施設園芸セーフティネット構築事業

(セーフティネット事業の内容)

第16条 施設園芸セーフティネット構築事業(以下、「セーフティネット事業」という。)は、事業実施者が、燃油価格が高騰した場合に、施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第17条 セーフティネット事業は、施設園芸の用に供するA重油及び灯油(以下「施設園芸用燃油」という。)を対象とし、原則として、施設園芸における燃油需要期である11月から翌年4月までの間(以下「加温期間」という。)を対象期間とする。

ただし、生産局要領別紙1-1の第2の2のただし書きに基づき、事業実施者からの申請があつて本法人が認める場合は、支援対象者は、産地の作型等を勘案して、事業年度の10月から翌年6月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間を対象期

対象燃料	指標	単位
A重油	農業物価統計調査	円/リットル
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル
LPGガス	卸売価格 (日本LPGガス協会調査)	円/キログラム
LNG	LNG輸入価格(円/kg)3か月平均÷ 0.895	円/立法メートル

2 対象期間

原則として、施設園芸における燃料需要期である11月から翌年4月までの間(以下「加温期間」という。)を対象期間とする。

ただし、支援対象者は、産地の作型等を勘案して、事業年度の10月から翌年6月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間を対象期間として選択することができる。

(加入契約等)

第18条 セーフティネット(農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。)に加入しようとする支援対象者と事業実施者による契約等については、次によるものとする。

(1) 事業実施者は、セーフティネットに加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。積立契約を締結した場合は、当該積立契約を締結した支援対象者に対して、参考様式第①号により積立契約完了通知を送付するものとする。また、第3号のなお書きにより積立契約の更新を行う場合も同様の手続きを行うものとする。

(2) 事業実施者は、前号の積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

ア 施設園芸用燃料購入数量の設定に関する事項

イ 施設園芸用燃料価格差補填金(燃料価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。)に係る補填積立金(以下「燃料補填積立金」という。)の納入に関する事項

ウ 施設園芸用燃料購入数量の報告に関する事項

エ 施設園芸用燃料価格差補填金の交付に関する事項

オ 施設園芸用燃料価格差補填金の返還等に関する事項

カ 契約の解約等に関する事項

キ 契約対象期間

ク 個人情報の保護に関する事項

ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

(3) 第1号の積立契約の期間は、原則として、積立契約成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、第6条第2項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。なお、既に締結済みの積立契約については、契約を更新することにより、積立契約の期間を延長することができるものとする。

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者(以下「加入申込者」という)又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)から、施設園芸用燃料価格差補填金(以下「燃料補填金」という。)の対象となる燃料購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 前項により燃料購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃料補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃料購入数量を申し込むものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の加温期間平均価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢(積立方式)	積立額の算出式
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(115%－100%)×燃料購入数量×1/2
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(130%－100%)×燃料購入数量×1/2
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(150%－100%)×燃料購入数量×1/2
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(170%－100%)×燃料購入数量×1/2

(施設園芸用燃料価格差補填金の交付)

第19条 燃料補填金の交付は、第17条第2項に定める対象期間の各月ごとに、当該月の指標が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃料補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

間として選択することができる。

(加入契約等)

第18条 セーフティネット(農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。)に加入しようとする支援対象者と事業実施者による契約等については、次によるものとする。

(1) 事業実施者は、セーフティネットに加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。積立契約を締結した場合は、当該積立契約を締結した支援対象者に対して、参考様式第①号により積立契約完了通知を送付するものとする。また、第3号のなお書きにより積立契約の更新を行う場合も同様の手続きを行うものとする。

(2) 事業実施者は、前号の積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

ア 施設園芸用燃油購入数量の設定に関する事項

イ 施設園芸用燃油価格差補填金(燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。)に係る補填積立金(以下「燃油補填積立金」という。)の納入に関する事項

ウ 施設園芸用燃油購入数量の報告に関する事項

エ 施設園芸用燃油価格差補填金の交付に関する事項

オ 施設園芸用燃油価格差補填金の返還等に関する事項

カ 契約の解約等に関する事項

キ 契約対象期間

ク 個人情報の保護に関する事項

ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

(3) 第1号の積立契約の期間は、原則として、積立契約成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、第6条第2項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。なお、既に締結済みの積立契約については、契約を更新することにより、積立契約の期間を延長することができるものとする。

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者(以下「加入申込者」という)又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)から、施設園芸用燃油価格差補填金(以下「燃油補填金」という。)の対象となる燃油購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 前項により燃油購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃油補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃油購入数量を申し込むものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式(灯油価格=A重油価格×1.06)により換算を行うものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の加温期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢(積立方式)	積立額の算出式(単価はA重油)
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(115%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(130%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(150%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(170%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2

(施設園芸用燃油価格差補填金の交付)

第19条 燃油補填金の交付は、第17条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)による。)が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 本法人は、燃料補填金の交付を行う場合には、当該月の燃料補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、農産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。

$$\text{補填金単価} = \text{当該月の指標価格} - \text{発動基準価格}$$

3 補填対象の燃料数量は、原則として当該月の燃料購入数量の70%とする。
ただし、事業実施者から対象期間の地域ごとの平均気温等を勘案し、補填対象の割合の特別な設定の申し出が事業年度当初の事業実施計画書にあり、本法人が特に必要と認める場合にあつては、次のとおりとすることができる。

- (1) 当該地域の当該月の平均気温が平年比 -0.1°C 以上 -0.5°C 未満の場合、80%
- (2) 当該地域の当該月の平均気温が平年比 -0.5°C 以上 -1.0°C 未満の場合、90%
- (3) 当該地域の当該月の平均気温が平年比 -1.0°C 以上の場合、100%

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

- (1) 当該月の燃料価格が前事業年度の加温期間における平均燃料価格の111%以上であること。
- (2) 当該月の燃料価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。
- (3) 当該月の燃料価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

5 事業実施者が支援対象者に交付する燃料補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃料補填金の交付日における燃料補填積立金残高（当該燃料補填金を交付しようとする月の前月までの燃料補填金が未交付の場合は、当該燃料補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

$$\text{補填金の交付額} = \text{補填金単価} \times \text{補填対象の燃料数量}$$

（補助金の額）

第20条 本法人が事業実施者の対策資金造成に対して交付する補助金の額は、当該事業実施者が交付する燃料補填金の総額の2分の1の額と、当該事業実施者が燃料補填金の交付に充てるために本法人以外の者からの積立金等により造成した資金の額とのいずれか低い額を限度とする。

（事業実施計画の手続）

第21条 セーフティネット事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 事業実施者は、第18条第1項第2号に基づき事前に積立契約の内容を示した上で、セーフティネットの加入申込者から、参考様式第②号により同条第1項第1号に定める積立契約の申込み受けるとともに、加入申込者及び加入者から、参考様式第③号により同条第2項に定める燃料購入数量の申込みを受けるものとする。
- (2) ～ (4) (略)

（補助金の交付の申請及び支払等の手続）

第22条 セーフティネット事業の補助金交付の申請等の手続は、以下により行うものとする。

- (1) 前条により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、当該事業年度の事業資金の造成に必要な補助金の交付申請兼支払請求書を別紙様式第9号により作成し、本法人へ提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、原則として、前号により補助金の交付申請兼支払請求を行う前に、加入者から、当該年度の燃料補填金に係る積立金を、事業実施者が定める手続に従って納入させるものとする。
- (3) (略)

（事業実施状況の報告）

第23条 事業実施者は、事業実施期間中の各事業年度において、対策資金の造成状況及び燃料補填金の交付実績を含む実施状況を、第14条により本法人に報告するものとする。

第3節 茶セーフティネット構築事業

（セーフティネット事業の内容）

第24条 茶セーフティネット構築事業（以下、「茶セーフティネット事業」という。）は、事業実施者が、燃料価格が高騰した場合に、茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、茶を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

（対象油種及び対象期間）

第25条

1 対象燃料

茶セーフティネット構築事業は、茶加工用に供するA重油、LPガス（プロパンガス）及びLNG（都市ガス）（以下「茶加工用燃料」

2 本法人は、燃油補填金の交付を行う場合には、当該月の燃油補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、農産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格 $\times 1.06$ ）により換算を行う。

$$\text{燃油補填金単価 (円/リットル)} = \text{当該月のA重油全国平均価格} - \text{発動基準価格}$$

3 補填対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油の購入数量の70%とする。

ただし、事業実施者から対象期間の地域ごとの平均気温等を勘案し、補填対象の割合の特別な設定の申し出が事業年度当初の事業実施計画書にあり、本法人が特に必要と認める場合にあつては、次のとおりとすることができる。

- (1) 当該地域の当該月の平均気温が平年比 -0.1°C 以上 -0.5°C 未満の場合、80%
- (2) 当該地域の当該月の平均気温が平年比 -0.5°C 以上 -1.0°C 未満の場合、90%
- (3) 当該地域の当該月の平均気温が平年比 -1.0°C 以上の場合、100%

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

- (1) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。
- (2) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。
- (3) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

5 事業実施者が支援対象者に交付する燃油補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

$$\text{補填金の交付額} = \text{補填金単価} \times \text{補填対象の燃油数量}$$

（補助金の額）

第20条 本法人が事業実施者の対策資金造成に対して交付する補助金の額は、当該事業実施者が交付する燃油補填金の総額の2分の1の額と、当該事業実施者が燃油補填金の交付に充てるために本法人以外の者からの積立金等により造成した資金の額とのいずれか低い額を限度とする。

（事業実施計画の手続）

第21条 セーフティネット事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 事業実施者は、第18条第1項第2号に基づき事前に積立契約の内容を示した上で、セーフティネットの加入申込者から、参考様式第②号により同条第1項第1号に定める積立契約の申込み受けるとともに、加入申込者及び加入者から、参考様式第③号により同条第2項に定める燃油購入数量の申込みを受けるものとする。
- (2) ～ (4) (略)

（補助金の交付の申請及び支払等の手続）

第22条 セーフティネット事業の補助金交付の申請等の手続は、以下により行うものとする。

- (1) 前条により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、当該事業年度の事業資金の造成に必要な補助金の交付申請兼支払請求書を別紙様式第9号により作成し、本法人へ提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、原則として、前号により補助金の交付申請兼支払請求を行う前に、加入者から、当該年度の燃油補填金に係る積立金を、事業実施者が定める手続に従って納入させるものとする。
- (3) (略)

（事業実施状況の報告）

第23条 事業実施者は、事業実施期間中の各事業年度において、対策資金の造成状況及び燃油補填金の交付実績を含む実施状況を、第14条により本法人に報告するものとする。

第3節 茶セーフティネット構築事業

（セーフティネット事業の内容）

第24条 茶セーフティネット構築事業（以下、「茶セーフティネット事業」という。）は、事業実施者が、燃油価格が高騰した場合に、茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、茶を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

（対象油種及び対象期間）

第25条 茶セーフティネット事業は、茶加工用に供するA重油（以下「茶加工用燃油」という。）を対象とし、原則として、茶加工における燃油需要期である4月から10月までの間を対象期間とする。

という。)を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

対象燃料	指標	単位
A重油	農業物価統計調査	円/リットル
L P ガス	卸売価格 (日本L P ガス協会調査)	円/キログラム
L N G	L N G 輸入価格 (円/kg) 3 か月平均÷ 0.895	円/立方メートル

2 対象期間

原則として、茶加工の燃料需要期である4月から10月までの間を対象期間とする。

(加入契約等)

第26条 セーフティネット(農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。)に加入しようとする支援対象者と事業実施者による契約等については、次によるものとする。

- 事業実施者は、セーフティネットに加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。積立契約を締結した場合は、当該積立契約を締結した支援対象者に対して、参考様式第①号により積立契約完了通知を送付するものとする。また、第3号のなお書きにより積立契約の更新を行う場合も同様の手続きを行うものとする。
- 事業実施者は、前号の積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

ア 茶加工用燃料購入数量の設定に関する事項

イ 茶加工用燃料価格差補填金(燃料価格の急上昇が茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。)に係る補填積立金(以下「燃料補填積立金」という。)の納入に関する事項

ウ 茶加工用燃料購入数量の報告に関する事項

エ 茶加工用燃料価格差補填金の交付に関する事項

オ 茶加工用燃料価格差補填金の返還等に関する事項

カ 契約の解約等に関する事項

キ 契約対象期間

ク 個人情報の保護に関する事項

ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

(3) (略)

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者(以下「加入申込者」という)又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)から、茶加工用燃料価格差補填金(以下「燃料補填金」という。)の対象となる燃料購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 前項により燃料購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃料補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃料購入数量を申し込むものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の対象期間平均価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢(積立方式)	積立額の算出式
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(115%－100%)×燃料購入数量×1/2
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(130%－100%)×燃料購入数量×1/2
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(150%－100%)×燃料購入数量×1/2
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(170%－100%)×燃料購入数量×1/2

(茶加工用燃料価格差補填金の交付)

第27条 燃料補填金の交付は、第25条に定める対象期間の各月ごとに、当該月の指標が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃料補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 本法人は、燃料補填金の交付を行う場合には、当該月の燃料補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、農産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。

補填金単価＝当該月の指標価格－発動基準価格

3 補填対象の燃料数量は、原則として当該月の燃料の購入数量の70%とする。

(加入契約等)

第26条 セーフティネット(農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。)に加入しようとする支援対象者と事業実施者による契約等については、次によるものとする。

(1) 事業実施者は、セーフティネットに加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。積立契約を締結した場合は、当該積立契約を締結した支援対象者に対して、参考様式第①号により積立契約完了通知を送付するものとする。また、第3号のなお書きにより積立契約の更新を行う場合も同様の手続きを行うものとする。

(2) 事業実施者は、前号の積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

ア 茶加工用燃油購入数量の設定に関する事項

イ 茶加工用燃油価格差補填金(燃油価格の急上昇が茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。)に係る補填積立金(以下「燃油補填積立金」という。)の納入に関する事項

ウ 茶加工用燃油購入数量の報告に関する事項

エ 茶加工用燃油価格差補填金の交付に関する事項

オ 茶加工用燃油価格差補填金の返還等に関する事項

カ 契約の解約等に関する事項

キ 契約対象期間

ク 個人情報の保護に関する事項

ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

(3) (略)

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者(以下「加入申込者」という)又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)から、茶加工用燃油価格差補填金(以下「燃油補填金」という。)の対象となる燃油購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 前項により燃油購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃油補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃油購入数量を申し込むものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の対象期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢(積立方式)	積立額の算出式(単価はA重油)
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(115%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(130%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(150%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(170%－100%)円/リットル×燃油購入数量×1/2

(茶加工用燃油価格差補填金の交付)

第27条 燃油補填金の交付は、第25条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)による。)が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 本法人は、燃油補填金の交付を行う場合には、当該月の燃油補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、農産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。

燃油補填金単価(円/リットル)=当該月のA重油全国平均価格－発動基準価格

3 補填対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油の購入数量の70%とする。

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。
(1) 当該月の燃料価格が前事業年度の対象期間における平均燃料価格の111%以上であること。
(2) 当該月の燃料価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。
(3) 当該月の燃料価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。
5 事業実施者が支援対象者に交付する燃料補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃料補填金の交付日における燃料補填積立金残高(当該燃料補填金を交付しようとする月の前月までの燃料補填金が未交付の場合は、当該燃料補填積立金残高からその額を差し引いた額)の2倍を限度とする。

$$\text{補填金の交付額} = \text{補填金単価} \times \text{補填対象の燃料数量}$$

(補助金の額)
第28条 本法人が事業実施者の対策資金造成に対して交付する補助金の額は、当該事業実施者が交付する燃料補填金の総額の2分の1の額と、当該事業実施者が燃料補填金の交付に充てるために本法人以外の者からの積立金等により造成した資金の額とのいずれか低い額を限度とする。

(事業実施計画の手続)
第29条 セーフティネット事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
(1) 事業実施者は、第26条第1項第2号に基づき事前に積立契約の内容を示した上で、セーフティネットの加入申込者から、参考様式第②号により同条第1項第1号に定める積立契約の申込みを受けるとともに、加入申込者及び加入者から、参考様式第③号により同条第2項に定める燃料購入数量の申込みを受けるものとする。

(2)～(4) (略)

(補助金の交付の申請及び支払等の手続)
第30条 セーフティネット事業の補助金交付の申請等の手続は、以下により行うものとする。

- (1) 前条により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、当該事業年度の事業資金の造成に必要な補助金の交付申請兼支払請求書を別紙様式第9号により作成し、本法人へ提出するものとする。
(2) 事業実施者は、原則として、前号により補助金の交付申請兼支払請求を行う前に、加入者から、当該年度の燃料補填金に係る積立金を、事業実施者が定める手続に従って納入させるものとする。
(3) (略)
2 (略)

(事業実施状況の報告)
第31条 事業実施者は、事業実施期間中の各事業年度において、対策資金の造成状況及び燃料補填金の交付実績を含む実施状況を、第14条により本法人に報告するものとする。

以下略

附則

- この改正は、令和4年12月13日から施行する。(令和4年12月13日付け日施園第213号)
- 改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。
(1) 当該月の燃油価格が前事業年度の対象期間における平均燃油価格の111%以上であること。
(2) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。
(3) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。
5 事業実施者が支援対象者に交付する燃油補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高(当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額)の2倍を限度とする。

$$\text{補填金の交付額} = \text{補填金単価} \times \text{補填対象の燃油数量}$$

(補助金の額)
第28条 本法人が事業実施者の対策資金造成に対して交付する補助金の額は、当該事業実施者が交付する燃油補填金の総額の2分の1の額と、当該事業実施者が燃油補填金の交付に充てるために本法人以外の者からの積立金等により造成した資金の額とのいずれか低い額を限度とする。

(事業実施計画の手続)
第29条 セーフティネット事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
(1) 事業実施者は、第26条第1項第2号に基づき事前に積立契約の内容を示した上で、セーフティネットの加入申込者から、参考様式第②号により同条第1項第1号に定める積立契約の申込みを受けるとともに、加入申込者及び加入者から、参考様式第③号により同条第2項に定める燃油購入数量の申込みを受けるものとする。

(2)～(4) (略)

(補助金の交付の申請及び支払等の手続)
第30条 セーフティネット事業の補助金交付の申請等の手続は、以下により行うものとする。

- (1) 前条により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、当該事業年度の事業資金の造成に必要な補助金の交付申請兼支払請求書を別紙様式第9号により作成し、本法人へ提出するものとする。
(2) 事業実施者は、原則として、前号により補助金の交付申請兼支払請求を行う前に、加入者から、当該年度の燃油補填金に係る積立金を、事業実施者が定める手続に従って納入させるものとする。
(3) (略)
2 (略)

(事業実施状況の報告)
第31条 事業実施者は、事業実施期間中の各事業年度において、対策資金の造成状況及び燃油補填金の交付実績を含む実施状況を、第14条により本法人に報告するものとする。

以下略

改正後	改正前
<p>別紙様式第1号（第3条第1項第2号関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">事業実施者承認申請書</p> <p><u>施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知）第3の1に定める事業を実施したいので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第2の4の（2）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第3条第1項第2号の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。</u> （略）</p>	<p>別紙様式第1号（第3条第1項第2号関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">事業実施者承認申請書</p> <p><u>施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知）第3の1に定める事業を実施したいので、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第2の4の（2）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第3条第1項第2号の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。</u> （略）</p>
<p>別紙様式第2号（第3条第1項第4号関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会 長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">〇〇協議会規約変更承認申請書</p> <p>〇〇協議会規約を下記により変更したいので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第2の4の（4）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第3条第1項第4号の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。 （略）</p>	<p>別紙様式第2号（第3条第1項第4号関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会 長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">〇〇協議会規約変更承認申請書</p> <p>〇〇協議会規約を下記により変更したいので、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第2の4の（4）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第3条第1項第4号の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。 （略）</p>
<p>別紙様式第3号（第3条第1項第5号関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会 長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p>	<p>別紙様式第3号（第3条第1項第5号関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会 長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p>

<p style="text-align: center;">〇〇協議会規程変更届出書</p> <p>〇〇協議会〇〇規程を下記により変更したので、施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第2の4の（5）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第3条第1項第5号の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。 （略）</p>	<p style="text-align: center;">〇〇協議会規程変更届出書</p> <p>〇〇協議会〇〇規程を下記により変更したので、施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第2の4の（5）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第3条第1項第5号の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。 （略）</p>
<p>別紙様式第4号（第8条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書承認申請書</p> <p>〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書を別添のとおり作成したので、施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第4の1及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第8条第1項の規定に基づき承認を申請する。</p> <p>添付書類 〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書 （注）協議会の承認申請と同時に申請する場合については、別紙様式第1号による申請をもって代えることができる。 （略）</p>	<p>別紙様式第4号（第8条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書承認申請書</p> <p>〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書を別添のとおり作成したので、施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第4の1及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第8条第1項の規定に基づき承認を申請する。</p> <p>添付書類 〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書 （注）協議会の承認申請と同時に申請する場合については、別紙様式第1号による申請をもって代えることができる。 （略）</p>
<p>別紙様式第5号（第8条第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会 長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書変更申請書</p> <p>〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書を下記により変更したいので、施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第4の3及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第8条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書を変更する理由 2 変更箇所（〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書新旧対照表）</p> <p>添付書類 変更後の〇〇協議会施設園芸等<u>燃料</u>価格高騰対策業務方法書案 （略）</p>	<p>別紙様式第5号（第8条第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会 長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p style="text-align: center;">〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書変更申請書</p> <p>〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書を下記により変更したいので、施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第4の3及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第8条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書を変更する理由 2 変更箇所（〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書新旧対照表）</p> <p>添付書類 変更後の〇〇協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書案 （略）</p>

別紙様式第6号（第9条第1項(第5項及び第6項)関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会 長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

令和〇〇事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画の（変更）承認申請について

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第9条第1項(第5項及び第6項)の規定に基づき、別紙により事業実施計画を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。
（略）

別紙様式第6号（第9条第1項(第5項及び第6項)関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会 長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

令和〇〇事業年度施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画の（変更）承認申請について

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第9条第1項(第5項及び第6項)の規定に基づき、別紙により事業実施計画を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。
（略）

（別紙1）

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

（1）10a 当たり燃料使用量を削減する目標

目標の内容		施設園芸における10a 当たり燃料使用量の削減（〇事業年度）			
値 （燃料用量）		目標値 （燃料使用量）		削減率	備考
A重油	kL	A重油	kL	%	
ガス	kg	LPガス	kg	%	
LNG	m ³	LNG	m ³	%	
計（A重油換算）		合計（A重油換算）		%	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

（生産量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。）

（注1）燃料使用量欄は、A重油・灯油は「KL/10a」、LPガスは「kg/10a」、LNGは「m³/10a」を使用し、それぞれ、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。
（注2）それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。
（注3）燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの（換算方法について、以下同様）とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する

（別紙1）

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画書

（1）10a 当たり燃油使用量を削減する目標

目標の内容		施設園芸における10a 当たり燃油使用量の削減（〇事業年度）		
現状値 （燃油使用量）		目標値 （燃油使用量）	削減率	備考
合計	KL	合計 KL	%	
	KL/10a	KL/10a		

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

（燃油使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。）

（注1）燃油使用量の「KL/10a」は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。
（注2）それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量の削減

目標の内容	施設園芸における単位生産量当たり燃料使用量の削減 (○事業年度)		
現状値 (生産量)	目標値 (生産量)	削減率	備考
合計 t	合計 t	%	品目名：
KL/t	KL/t		
合計 KG	合計 KG	%	
KG/10a	KG/10a		
合計 m ³	合計 m ³	%	
m ³ 10a	m ³ 10a		
合計 (A 重油換算)	合計 (A 重油換算)	%	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

(生産量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。)

(注1) 燃料使用量欄は、A重油・灯油は「KL/10a」、LPガスは「kg/10a」、LNGは「m³/10a」を使用し、は、それぞれ、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。

(注2) それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(注3) 燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注4) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更してもよいものとする。

(注5) 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(2) 単位生産量当たり燃油使用量の削減

目標の内容	施設園芸における単位生産量当たり燃油使用量の削減 (○事業年度)		
現状値 (生産量)	目標値 (生産量)	削減率	備考
合計 t	合計 t	%	品目名：
KL/t	KL/t		
算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等			
(生産量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。)			

(注1) 1t当たり燃油使用量の「KL/t」は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の燃油使用量を生産量の合計で除して求める。

(注2) それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更してもよいものとする。

(注4) 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

目標の内容	施設園芸における燃料コストの変動を抑制 (○事業年度)		
現状値 (燃料使用量)	目標値 (燃料コストの変動抑制 量)	抑制率	備考
合計 KL	合計 KL	%	
合計 KG	合計 KG	%	
合計 m ³	合計 m ³	%	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

(変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、変動抑制の取組等を総合的に記載する。)

(注1) 燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で売り渡せることが可能な量)。

(注2) A重油・灯油は「KL」、LPガスは「KG」、LNGは「m³」の欄に記載する。

(注3) それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

目標の内容	施設園芸における燃油コストの変動を抑制 (○事業年度)		
現状値 (燃油使用量)	目標値 (燃油コストの変動抑制量)	抑制率	備考
合計 KL	合計 KL	%	
算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等			
(変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、変動抑制の取組等を総合的に記載する。)			

(注1) 燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。

(注2) それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(4) 過去の燃料使用量削減実績

(略)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績はA重油・灯油は「KL」、LPガスは「KG」、LNGは「m³」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

第4 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業

番号	支援対象者名	燃料購入予定数量	燃料補填積立予定額(円)※	補助金所要見込額(円)	対象期間<事業年度>	備考
					○月～翌○月 <R >	
合計						

(注1) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2) 「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(10月～翌6月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を< >書きで記入する。

(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等)を作成し、添付する。

(注4)備考欄には、燃料の種類を記載する

添付資料

1 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画

2 支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧(下の様式を参考に作成)

氏名	住所	燃料購入予定数量	燃料補填積立予定額(円)※	補助金所要見込額(円)	備考
合計					

(注1) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2)備考欄には、燃料の種類を記載する

(別紙2)

(事業実施計画書添付資料1)

(施設園芸用)

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

(4) 過去の燃油使用量削減実績

(略)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

第4 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業

番号	支援対象者名	燃油購入予定数量(リットル)	燃油補填積立予定額(円)※	補助金所要見込額(円)	対象期間<事業年度>	備考
					○月～翌○月 <R >	
合計						

(注1) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2) 「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(10月～翌6月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を< >書きで記入する。

(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等)を作成し、添付する。

添付資料

1 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画

2 支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧(下の様式を参考に作成)

氏名	住所	燃油購入予定数量(リットル)	燃油補填積立予定額(円)※	補助金所要見込額(円)	備考
合計					

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。

(別紙2)

(事業実施計画書添付資料1)

(施設園芸用)

第1 産地における燃油使用量削減等の目標

2 過去の燃料使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃料使用量	15%	～	KL→ KL (○%)
		～	KL→ KL (○%)
		～	KG→ KG (○%)
		～	KG→ KG (○%)
		～	m ³ → m ³ (○%)
		～	m ³ → m ³ (○%)
単位生産量当たり燃料使用量	15%	～	KL→ KL (○%)
		～	KG→ KG (○%)
		～	m ³ → m ³ (○%)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率 15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績は A 重油・灯油は「KL」、LPガスは「KG」、LNGは「m³」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

2 過去の燃油使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL (○%)
	15%	～	KL→ KL (○%)
単位生産量当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL (○%)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率 15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a 当たり燃料使用量を削減する目標

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換 算)	KL	KL	KL	%
LPガス	KG	KG	KG	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%
合計(A重油換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)10a 当たりの燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注3) 燃料使用量の合計欄には、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(m³)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)と A 重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

3 燃油使用量削減等の目標

(1) 10a 当たり燃油使用量を削減する目標

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換 算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)10a 当たりの燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在①	目標②		
生産量 (品目名:)	t	t		
1t当たりの 燃料使用量	KL	KL	KL	%
	KG	KG	KG	
	m ³	m ³	m ³	

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)生産量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2) 単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。
- (注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注4) 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

燃料の種類	年間(加温期間)使用量:現在 ①	年間(加温期間)抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	%
LPガス	KG	KG	%
LNG	m ³	m ³	%

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在①	目標②		
生産量 (品目名:)	t	t		%
1t当たりの 燃油使用量	KL	KL	KL	

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)生産量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2) 単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。
- (注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注4) 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

燃油の種類	年間(加温期間)使用量:現在 ①	年間(加温期間)抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	%

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

<p>第2 目標達成に向けた取組手段</p> <p>(1) 10a 当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧 (略)</p> <p>(注1) 本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。 (注2) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。 (注3) 燃料使用量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。 (注4) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。 (注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。</p> <p>【添付資料】 現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料</p>	<p>第2 目標達成に向けた取組手段</p> <p>(1) 10a 当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧 (略)</p> <p>(注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。 (注2) 燃油使用量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。 (注3) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。 (注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。</p> <p>【添付資料】 現在の燃油使用量、目標の燃油使用量の算定方法を確認できる資料</p>
<p>(2) 単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧 (略)</p> <p>(注1) 本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。 (注2) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。 (注3) 燃料使用量(現在、目標)及び生産量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。 (注4) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。 (注5) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。 (注6) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。</p> <p>【添付資料】 燃料使用量・生産量の算定方法を確認できる資料</p> <p>(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧 (略)</p> <p>(注1) 本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。 (注2) 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。 (注3) 燃油コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。 (注4) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。 (注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。 (注6) 燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。</p> <p>【添付資料】 現在の燃料使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料</p>	<p>(2) 単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧 (略)</p> <p>(注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。 (注2) 燃油使用量(現在、目標)及び生産量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。 (注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。 (注4) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。 (注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。</p> <p>【添付資料】 現在の燃油使用量・生産量、目標の燃油使用量・生産量の算定方法を確認できる資料</p> <p>(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧 (略)</p> <p>(注1) 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。 (注2) 燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。 (注3) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。 (注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。 (注5) 燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。</p> <p>【添付資料】 現在の燃油使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料</p>
<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書</p>	<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画</p>

第2 本対策に係る目標（省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載）

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標

目標の内容		茶における1工場当たり燃料使用量の削減（○事業年度）			
現状値 （燃料使用量）		目標値 （燃料使用量）		削減率	備考
A重油	kL	A重油	kL	%	
LPガス	kg	LPガス	kg	%	
LNG	m ³	LNG	m ³	%	
合計（A重油換算）	kL	合計（A重油換算）	kL	%	
茶工場数	工場	茶工場数	工場	—	
	kL/工場		kL/工場	%	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

（燃料使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。）

（注1）燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの（換算方法について、以下同様）とA重油使用量の合計を記載する。1工場当たりの燃料使用量は合計値を全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場合計で除して求める。

（注2）それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

目標の内容		茶における荒茶1kg当たり燃料使用量の削減（○事業年度）			
現状値 （燃料使用量）		目標値 （燃料使用量）		削減率	備考
A重油	kL	A重油	kL	%	
LPガス	kg	LPガス	kg	%	
LNG	m ³	LNG	m ³	%	
合計（A重油換算）	kL	合計（A重油換算）	kL	%	
荒茶生産量	t	荒茶生産量	t	—	
	L/kg		L/kg	%	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

（燃料使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。）

（注1）燃料使用量の合計欄には、LPガス、LNGをA重油使用量に換算したものとA重油使用量の合計を記載する、単位生産量当たり燃料使用量は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の生産量の合計で除して求める。

（注2）それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

（注3）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

目標の内容		茶における燃料コストの変動を抑制（○事業年度）		
現状値 （燃料使用量）		目標値 （燃料コストの変動抑制量）	抑制率	備考

第2 本対策に係る目標（省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載）

(1) 1工場当たり燃油使用量を削減する目標

目標の内容		茶における1工場当たり燃油使用量の削減（○事業年度）			
現状値 （燃油使用量）		目標値 （燃油使用量）		削減率	備考
合計	KL	合計	KL	%	
	KL/工場		KL/工場	%	
茶工場数	工場	茶工場数	工場	—	
算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等					
（燃油使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。）					

（注1）燃油使用量の「KL/工場」は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場の総数で除して求める。

（注2）それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標

目標の内容		茶における荒茶1kg当たり燃油使用量の削減（○事業年度）			
現状値 （燃油使用量）		目標値 （燃油使用量）		削減率	備考
合計	KL	合計	KL	%	
荒茶1kg当たり	L/kg	荒茶1kg当たり	L/kg	%	
荒茶生産量	t	荒茶生産量	t	—	
算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等					
（燃油使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。）					

（注1）荒茶1kg当たり燃油使用量の「L/kg」は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の燃油使用量を生産量の合計で除して求める。

（注2）それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

（注3）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

目標の内容		茶における燃油コストの変動を抑制（○事業年度）		
現状値 （燃油使用量）		目標値 （燃油コストの変動抑制量）	抑制率	備考

A重油	k L	A重油	k L	%	
LP ガス	k g	LP ガス	k g	%	
LNG	m ³	LNG	m ³	%	
合計 (A重油換算)		合計 (A重油換算)		%	
算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等					
(変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。)					

(注1) 燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で売り渡せることが可能な量)。
(注2) 燃料使用量の合計欄には、LP ガス、LNG を A 重油使用量 (L) に換算したものと A 重油使用量の合計を記載する。
(注3) それぞれの値は小数点以下第 1 位の数字を四捨五入して記載する。

(4) 過去の燃料使用量削減実績 (略)

(注1) 1 期計画、2 期計画における目標削減率 15% を達成した場合に削減率を○で囲む。
(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

第3 事業別内訳

1 茶セーフティネット構築事業

番号	支援対象者名	燃料購入予定数量	燃料補填積立予定額 (円) ※	補助金所要見込額 (円)	対象期間<事業年度>	備考
		L			○月～○月 <○>	
		kg				
		m ³				
		L				
		kg				
		m ³				
		L				
		kg				
		m ³				
合計		L				
		kg				
		m ³				

(注1) ※は、燃料の種類ごとに「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)し、合計額を記載する。
(注2) 燃料購入予定数量欄は、A 重油は「L」、LP ガスは「kg」、LNG は「m³」を使用する。
(注3) 「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(4 月～10 月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を< >書きで記入する。
(注4) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃料ごとの購入予定数量、燃料ごとの補填積立金額等)を作成し、添付する。
(注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

合計	K L	合計	K L	%	
算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等					
(変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。)					

(注1) 燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇K L 売り渡せることが可能な量)。
(注2) それぞれの値は小数点以下第 1 位の数字を四捨五入して記載する。

(4) 過去の燃油使用量削減実績 (略)

(注1) 1 期計画、2 期計画における目標削減率 15% を達成した場合に削減率を○で囲む。
(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

第3 事業別内訳

1 茶セーフティネット構築事業

番号	支援対象者名	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立予定額 (円) ※	補助金所要見込額 (円)	対象期間<事業年度>	備考
					○月～○月 <○>	
合計						

(注1) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。
(注2) 「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(4 月～10 月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を< >書きで記入する。
(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等)を作成し、添付する。
(注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

添付資料

- 1 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画
- 2 支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧（下の様式を参考に作成）

氏名	住所	燃料購入予定数量	燃料補填積立予定額(円) ※	補助金所要見込額(円)	備考
		L	円	円	
		kg	円		
		m ³	円		
		L	円	円	
		kg	円		
		m ³	円		
合計		L	円	円	
		kg	円		
		m ³	円		

(注1) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）。

(注2) 燃料購入予定数量欄は、A重油は「L」、LPガスは「kg」、LNGは「m³」を使用する

（事業実施計画書添付資料2）

（茶）

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

（略）

2 過去の燃料使用量削減実績

（略）

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

3 燃料使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標

燃料の種類	年間(対象期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油	kL	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%
合計(A重油換算)	kL	kL	kL	%
取組工場数	工場	工場		
一工場当たり	kL	kL	kL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

添付資料

- 1 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画
- 2 支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧（下の様式を参考に作成）

氏名	住所	燃油購入予定数量(リットル)	燃油補填積立予定額(円) ※	補助金所要見込額(円)	備考
合計					

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出（農家積立分）。

（事業実施計画書添付資料2）

（茶）

第1 産地における燃油使用量削減等の目標

（略）

2 過去の燃油使用量削減実績

（略）

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

3 燃油使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃油使用量を削減する目標

燃油の種類	年間(対象期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油	KL	KL	KL	%
1工場当たり	KL	KL	KL	
取組工場数	工場	工場		

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2) 年間(対象期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1) 1工場当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注2)年間(対象期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)1工場当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

燃料の種類	年間(対象期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油	kL	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%
合計(A重油換算)⑤	kL	kL	kL	%
処理する荒茶数量⑥	t	t	t	%
荒茶1kgあたりの 燃料使用量⑦=⑤/⑥	L	L	L	%

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2)単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス、LNGをA重油使用量に換算したものとA重油使用量の合計を記載する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注4)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

燃料の種類	年間(対象期間) 使用量:現在 ①	年間(対象期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	%
合計 (A重油換算)	kL	kL	%

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス、LNGをA重油使用量に換算したものとA重油使用量の合計を記載する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標

燃油の種類	年間(対象期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ③	目標 ④		
A重油 ⑤	KL	KL	KL	— %
荒茶1kgあたりの 燃油使用量(L) ⑦=⑤/⑥	L	L	L	%
処理する荒茶数量⑥	t	t	t	%

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2)単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注3)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

燃油の種類	年間(対象期間) 使用量:現在 ①	年間(対象期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油	KL	KL	%

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

(1) 1工場当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	燃料使用量		省エネ型茶加工機械の導入計画		
		現在①	目標②	○事業年度	○事業年度	○事業年度
		L	L			
		L	L	台	台	台
		kg	kg	(参考)		
		m³	m³	(参考)		
		L	L			
		L	L	台	台	台
		kg	kg	(参考)		
		m³	m³	(参考)		
		L	L			
		L	L	台	台	台
		kg	kg	(参考)		
		m³	m³	(参考)		
合計		L	L			
合計		工場	工場	台	台	台
合計		L/ 工場	L/ 工場	(参考)		
削減率((①-②) /①)×100					%	

(注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃料使用量(現在、目標)欄は、最上段にA重油、LPガス、LNG使用量をA重油換算した数値を入力し、下段点線枠内に燃料ごとの内訳を記載する。算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

(注3) 省エネ型茶加工機械の導入計画の欄は、上段に導入設備を、下段に導入台数を記載する。

(注4) 申請数が多い場合等は、本表を別業とする。

【添付資料】

現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料

(2) 単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	燃料使用量 (荒茶 1kg 当たり)		生産量		省エネ型茶加工機械の導入計画		
		現在①	目標②	現在①	目標②	○事業年度	○事業年度	○事業年度
				L	L	t	t	

第2 目標達成に向けた取組手段

3 1工場当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	燃油使用量		省エネ型茶加工機械の導入計画		
		現在①	目標②	○事業年度	○事業年度	○事業年度
		L	L	台	台	台
		L	L	(参考)		
		L	L	台	台	台
		L	L	(参考)		
		L	L	台	台	台
		L	L	(参考)		
合計		L	L	台	台	台
合計		L/ 工場	L/ 工場	(参考)		
削減率((①-②) /①)×100					%	

(注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃油使用量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

(注3) 省エネ型茶加工機械の導入計画の欄は、上段に導入設備を、下段に導入台数を記載する。

(注4) 申請数が多い場合等は、本表を別業とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の燃油使用量の算定方法を確認できる資料

4 単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	燃油使用量		生産量		省エネ型茶加工機械の導入計画		
		現在①	目標②	現在①	目標②	○事業年度	○事業年度	○事業年度
				L	L	t	t	

		L	L	(参考)
		kg	kg	
		m ³	m ³	
合計 (A 重油換算)		L	L	(参考)

(注1) 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で売り渡せることが可能な量)。

(注3) 燃料使用量(現在、目標)欄は、最上段に A 重油、LP ガス、LNG 使用量を A 重油換算した数値を入力し、下段点線枠内に燃料ごとの内訳を記載する。

(注4) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

(注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注6) 燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料

		L	L	(参考)
		L	L	(参考)
合計		L	L	(参考)

(注1) 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。

(注3) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

(注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注5) 燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の燃油使用量の算定方法を確認できる資料

別紙様式第7号（第14条第1項関係）

施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告（令和 事業年度）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第6及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第14条第1項の規定により別添のとおり報告する。

別紙様式第7号（第14条第1項関係）

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告（令和 事業年度）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第6及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第14条第1項の規定により別添のとおり報告する。

第2 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業 （セーフティネット加入構成員の内訳）

番号	支援対象者名	燃料購入 設定数量	燃料補填金 積立額(円) ※	〇年度補填金支払額(円)		対象期間	備考
				うち補助金			
						〇年〇月～〇年〇月	
合 計							

（注）※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）。

（注）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃料購入数量設定量、燃料補填積立金額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。

（注）件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注）番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

2 茶セーフティネット構築事業

（セーフティネット加入構成員の内訳）

番号	支援対象者名	燃料購入 設定数量	燃料補填金 積立額(円) ※	〇年度補填金支払額(円)		対象期間	備考
				うち補助金			
						〇年〇月～〇年〇月	
合 計							

（注）※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）。

（注）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃料購入数量設定量、燃料補填積立金額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。

（注）件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注）番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

（1）当初目標

（10a 当たり燃料使用量を削減する目標）

燃料の種類	年間(加温期間)使用量	削減量	削減率
-------	-------------	-----	-----

第2 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業 （セーフティネット加入構成員の内訳）

番号	支援対象者名	燃油購入 設定数量 (リットル)	燃油補填金 積立額(円) ※	〇年度補填金支払額(円)		対象期間	備考
				うち補助金			
						〇年〇月～〇年〇月	
合 計							

（注）※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出（農家積立分）。

（注）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃油購入数量設定量、燃油補填積立金額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。

（注）件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注）番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

2 茶セーフティネット構築事業

（セーフティネット加入構成員の内訳）

番号	支援対象者名	燃油購入 設定数量 (リットル)	燃油補填金 積立額(円) ※	〇年度補填金支払額(円)		対象期間	備考
				うち補助金			
						〇年〇月～〇年〇月	
合 計							

（注）※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出（農家積立分）。

（注）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃油購入数量設定量、燃油補填積立金額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。

（注）件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注）番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

（1）当初目標

（10a 当たり燃油使用量を削減する目標）

燃油の種類	年間(加温期間)使用量	削減量	削減率
-------	-------------	-----	-----

	現在①	目標②	③=①-②	④=③/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
LPガス	KG	KG	KG	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%
合計(A重油換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(1)10a 当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標)

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在①	目標②		
生産量 (品目名:)	t	t		
1t 当たりの 燃料使用量	KL	KL	KL	%
	KG	KG	KG	
	m ³	m ³	m ³	

(注1) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(2)単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

(注2) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を利用して燃料コストの変動を抑制する目標)

燃料の種類	年間(加温期間) 使用量:現在①	年間(加温期間) 抑制量:目標②	抑制率 ③=②/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	%
LPガス	KG	KG	%

	現在①	目標②	③=①-②	④=③/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(1)10a 当たり燃油使用量を削減する目標から転記する。

ただし、茶については、「燃油の種類は」A重油とし、10aあたりの「年間使用量」は、荒茶1kgあたりの燃油使用量を「L」で記入する。

(単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標)

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
生産量 (品目名:)	t	t		
1t当たりの 燃油使用量	KL	KL	KL	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(2)単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標から転記する。

(注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標)

燃油の種類	年間(加温期間) 使用量:現在①	年間(加温期間) 抑制量:目標②	抑制率 ③=②/①×100
1t当たりの 燃油使用量	KL	KL	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標から転記する。

LNG	m ³	m ³	%
-----	----------------	----------------	---

(注)省エネルギー等対策推進計画第1の2の(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標から転記する。

(2)達成状況

(10a 当たり燃料使用量を削減)

燃料の種類	年間(加温期間)使用量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	%
10a 当たり	KL	%
LPガス	KG	%
10a 当たり	KG	%
LNG	m ³	%
10a 当たり	m ³	%

(注)「年間(加温期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減)

生産量 (品目名:)	年間(加温期間)生産量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
	t	
1t当たりの 燃料使用量	KL	%
	KG	%
	m ³	%

(注1)「年間(加温期間)生産量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における生産量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注3)支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(2)達成状況

(10a 当たり燃油使用量を削減)

燃油の種類	年間(加温期間)使用量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	%
10a 当たり	KL	%

(注)「年間(加温期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

ただし、茶については、「燃油の種類は」「A重油」とし、10aあたりの「年間使用量」は、荒茶1kgあたりの燃油使用量を「L」で記入する。

(単位生産量当たり燃油使用量を削減)

燃油の種類	年間(加温期間)生産量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
生産量 (品目名:)	t	
1t当たりの 燃油使用量	KL	%

(注)「年間(加温期間)生産量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における生産量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注)支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制)

燃料の種類	年間(加温期間) 抑制量実績 ④	抑制率 ⑤=④/①×100
A重油または灯油 <small>(灯油の場合はA重油に換算)</small>	KL	%
LPガス	KG	%
LNG	m ³	%

(注)「年間(加温期間)抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制)

燃油の種類	年間(加温期間) 抑制量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
A重油または灯油 <small>(灯油の場合はA重油に換算)</small>	KL	%

(注)「年間(加温期間)抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

別紙様式第8号(第15条第1項関係)

施設園芸等燃料価格高騰対策における事業完了報告

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

施設園芸等燃料価格高騰対策の事業の全てが完了したので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

2 施設園芸等燃料価格高騰対策資金の収支状況(及び残額)
(略)

別紙様式第8号(第15条第1項関係)

施設園芸等燃油価格高騰対策における事業完了報告

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

施設園芸等燃油価格高騰対策の事業の全てが完了したので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

2 施設園芸等燃油価格高騰対策資金の収支状況(及び残額)
(略)

別紙様式第9号(第22条第1項第1号(第30条第1項第1号)関係)

施設園芸等燃料価格高騰対策のうち施設園芸等セーフティネット構築事業
補助金(変更)交付申請書(令和 事業年度)兼
補助金支払請求書(令和 事業年度第 回)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

令和 事業年度において、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第22条第1項第1号(第30条第1項第1号)に基づき、下記のとおり令和〇事業年度の補助金の交付を申請すると

別紙様式第9号(第22条第1項第1号(第30条第1項第1号)関係)

施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸等セーフティネット構築事業
補助金(変更)交付申請書(令和 事業年度)兼
補助金支払請求書(令和 事業年度第 回)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本施設園芸協会
会長 大出 祐造 殿

住 所
〇〇協議会
会長

令和 事業年度において、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第22条第1項第1号(第30条第1項第1号)に基づき、下記のとおり令和〇事業年度の

<p>もに、第〇回支払として補助金の支払を請求する。 (略)</p> <p>別紙様式第10号(第35条第1項第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">施設園芸等燃料価格高騰対策のうち推進事業 補助金(変更)交付申請書兼補助金概算払請求書(令和 事業年度)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p>令和〇事業年度において、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第35条第1項第1号に基づき、下記のとおり令和〇事業年度の補助金の交付を申請するとともに、概算払により補助金の支払を請求する。 (略)</p>	<p>補助金の交付を申請するとともに、第〇回支払として補助金の支払を請求する。 (略)</p> <p>別紙様式第10号(第35条第1項第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">施設園芸等燃油価格高騰対策のうち推進事業 補助金(変更)交付申請書兼補助金概算払請求書(令和 事業年度)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p>令和〇事業年度において、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第35条第1項第1号に基づき、下記のとおり令和〇事業年度の補助金の交付を申請するとともに、概算払により補助金の支払を請求する。 (略)</p>
<p>別紙様式第11号(第36条第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">施設園芸等燃料価格高騰対策のうち推進事業 補助金実績報告書(令和 事業年度)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p>令和〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第36条第1号の規定により、その実績を報告する。 また、併せて精算額として補助金の支払を請求する。 (略)</p>	<p>別紙様式第11号(第36条第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">施設園芸等燃油価格高騰対策のうち推進事業 補助金実績報告書(令和 事業年度)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 大出 祐造 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 〇〇協議会 会長</p> <p>令和〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号)第36条第1号の規定により、その実績を報告する。 また、併せて精算額として補助金の支払を請求する</p>